

## 【論文】

# 準市場としての保育所の選択制(1)

児 山 正 史

## 目次

1. はじめに
2. 概観 (以上、本号)
3. 利用者の行為主体性
4. 条件の充足
5. 良いサービスの提供
6. おわりに

## 1. はじめに

本稿は、日本の保育所の選択制が準市場 (quasi-market) としてどのような状態にあるかを分析する。

準市場とは、サービスの費用を利用者ではなく政府が負担する(「準」)一方で、当事者(政府、供給者、利用者など)の間に交換関係がある(「市場」)方式である。準市場にはいくつかのタイプがあるが、日本では、利用者やその近親者(以下、利用者)が供給者を選択する型(利用者選択型)を指すことが多い(児山2004)。準市場の代表的な研究者であるルグラン (Julian Le Grand) によると、準市場(利用者選択型、以下同じ)は、供給者に誘因を与え、利用者を行為主体として扱うことなどにより、競争・情報・いいとこ取りなどに関する条件が満たされるならば、応答性・質・効率性・公平性などの点で良い公共サービスを提供する可能性が他の方式よりも高い(児山2016: 27-8)<sup>(1)</sup>。

日本では、2000年以降、介護や障害者福祉の分野に、利用者が供給者を選択する制度(選択制)が導入された。そして、選択制の導入時には活発な議論が行われ、導入後の結果に関する実証的な調査・研究も蓄積されてきた。このような議論や調査・研究は、準市場の優位というルグランの主張を検討するための豊富な材料を提供しているが、それらを用いて準市場が他の方式よりも優れているかどうかを検討した研究はほとんど見られなかった。筆者はこれまで、日本の社会福祉の選択制に関する総論として、社会福祉基礎構造改革をめぐる議論を整理し、実証的に明らかにすべき点を挙げた(児山2016)。また、同じく各論として、介護と障害者福祉の選択制に関する議論や実証的な調査・研究を整理し、選択制が他の制度と比べて優れているといえるかどうかを考察した(児山

2017a-2020b)。

日本の保育所については、1997年の児童福祉法改正（1998年度施行）により、保護者が保育所を選択できる仕組みが導入されたと言われ（厚生省編1997：240など）、筆者もそのように述べてきた。しかし、次章で見ると、この法改正以前から、保護者が希望する保育所名を記入して入所を申請する制度が存在しており、また、実際に希望通りの保育所を選択できた割合は、法改正の施行前後を通じて約75%で変わらなかった。このように、日本の保育所には以前から選択制が導入されていたため、導入前後の比較を通じて、選択制が他の制度と比べて優れているかどうかを分析することは困難である。

そこで、本稿では、保育所の選択制が準市場としてどのような状態にあるかを分析するとともに、他の方式との比較は行わない。保育所の選択制を準市場として扱った研究には、2002年頃までの制度・実態の分析（佐橋2006：100-17）や、改革案の検討（駒村2008、岡崎2009）があるが、近年までの制度・実態を分析したものは見られない。

以下では、保育所に関する制度や実態を概観した上で、保育所の選択制が、利用者の行為主体性、成功の条件の充足、良いサービスの提供という点で、どのような状態にあるかを分析する。なお、供給者に誘因を与えることについては、議論や実証的な調査・研究が見られなかったため省略する。

## 2. 概観

本章では、保育所の定義や位置づけ、保育所の選択制と準市場の関係を概観する。

### (1) 保育所

保育所は、保育を必要とする乳児（満1歳未満の者）・幼児（満1歳から小学校就学前の者）を保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設である（児童福祉法39、4条）。市町村は都道府県知事に届け出て、国・地方自治体以外の者は都道府県知事の認可を得て、保育所を設置することができ（35条）、これらは認可保育所と呼ばれる（厚生労働省2008b：33など）。他方、保育所と同じ業務を目的とする施設で認可を受けていないものは、認可外保育施設と呼ばれる（児童福祉法59条の2）。認可外保育施設の中には、東京都認証保育所のように自治体独自の基準による補助を受けるものや（厚生労働省2008a：2）、2019年10月施行の保育の無償化の対象とされたものもあるが（内閣府2019：1）、本稿は主に認可保育所を対象とする。

保育所は、2015年度以降、幼稚園、認定こども園とともに、教育・保育施設として位置づけられている（子ども・子育て支援法7条）。

幼稚園は、義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育することなどを目的とし、満3歳以上の幼児が入園できる（学校教育法22、26条）。市町村立の幼稚園の設置には都道府県教育委員会への届け出が、私立の幼稚園の設置には都道府県知事の認可が必要である（4条、4条の2）。

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設であり（内閣府2020）、2006年10月施行の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、認定こども園法）により導入された。認定こども園は、保育所型、幼稚園型、幼保連携型、地方裁量型に分類される（認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準）。保育所型は認可保育所が幼稚園的な機能を備えたもの、幼稚園型は認可幼稚園が保育所的な機能を備えたものである。幼保連携型は、幼稚園的・保育所的な機能の両方をあわせ持つものであり（内閣府2020）、市町村が設置しようとするときは都道府県知事への届け出が、国・地方自治体以外の者が設置しようとするときは都道府県知事の認可が必要である（認定こども園法16、17条）。地方裁量型は保育所・幼稚園の認可がないものである（内閣府2020）。

なお、教育・保育施設とは別に、地域型保育事業（家庭的保育、居宅訪問型保育、小規模保育、事業所内保育の各事業）もある（子ども・子育て支援法7条）。

2019年4月時点では、家庭において必要な保育を受けることが困難であるという認定（19条1項2、3号）（以下、保育認定）を受けた子どもが利用する施設・事業は、保育所と保育所型認定こども園が206万人、幼保連携型認定こども園が49万人、幼稚園型認定こども園が5万人、地域型保育事業が8万人だった（厚生労働省保育状況2019：1-2、厚生労働省2019）。本稿は主に保育所を対象とするが、保育所型・幼保連携型認定こども園の中には保育所から移行したものもあるため、認定こども園の利用者が大幅に増加した2015年度以降を中心に<sup>(2)</sup>、認定こども園も対象とする。

## （2）利用者の選択

本節からは、保育所の選択制と準市場の関係を概観する。本稿でいう準市場とは、サービスの費用を利用者ではなく政府が負担し、当事者間に交換関係があり、利用者が供給者を選択する方式である。以下の各節では、利用者の選択、政府による費用負担、当事者間の交換関係の順に、保育所に関する制度や実態を見ていく。

利用者の選択に関する制度は、1998年度施行の児童福祉法改正、2015年度施行の子ども・子育て関連3法の制定・改正（子ども・子育て支援法の制定、認定こども園法の改正、児童福祉法等の改正）により変更が加えられた。そこで、本節では、1997年度以前、1998～2014年度、2015年度以降の3つの時期に区分する。

### ①1997年度以前

厚生省によると、1997年度までは、利用者が保育所を選択できる仕組みではなかった（厚生省編1997：240）。しかし、利用者が保育所を選択できないかどうかについては議論があった。

まず、法律上、利用者が保育所を選択できることは明記されていなかった。児童福祉法では、市町村は、保育に欠ける児童を保育所に入所させて保育する措置を採らなければならないことが規定されていた（24条）。この制度は、「措置」という言葉が用いられていたことなどから、措置制度と呼

ばれる<sup>(3)</sup>。

しかし、厚生省は1961年の通知により、保育所入所申請書に「入所を希望する保育所名」を記入させるよう指導してきたとされる(保育研究所1996:137)。また、実態としても、入所申請書に希望する保育所名を記入していることが指摘された(全国保育団体連絡会1996:121、田村1997:19-20)。

この点について、厚生省からは、利用者に希望する保育所を尋ねるのが通例ではあるが、利用の申請は市町村の行政処分の契機という位置づけであり、制度上は利用者が選択できる仕組みではないと説明された(厚生省1997b:143)。裁判所の判決でも、保育所入所措置にあたり児童をどの保育所に入所させるかは措置権者の裁量に属するものであり、申込者が希望の保育所を申し出るのはあくまで措置権者の参考に供するにすぎないとした例があった(福岡地裁1980)。

また、実態においても、満員を理由に第1希望の保育所名を書かせないことや、私立保育所の経営安定のため、公立保育所に空きがあっても私立保育所に優先的に入所させていることが指摘された(藤原他1997:46、村山・二宮1997:26、林1996:159)。私立保育所への優先入所については、行政管理庁の1980年の調査でも、保護者の意志に反して、現に入所している公立保育所から定員割れの私立保育所に措置替えを行った事例があったとされる(行政管理庁編1982:46)<sup>(4)</sup>。

他方で、全国の保育所利用者への1999年の調査によると、1997年度以前からの利用者(13,440)のうち、思いどおりの保育所を選択できたという回答は76%、ある程度選択できたが必ずしも思いどおりではなかったは7%、自治体の決定によったので選択できなかったは5%(他に、何ともいえないが9%、未回答が3%)だった(日本保育協会1999:表139)。

以上のように、1997年度以前には、制度上は、利用者が希望する保育所名を申請書に記入することはできたが、利用者の希望をどのように扱うかは市町村の裁量とされていた。しかし、実態としては、大部分の利用者が保育所を選択できており、自治体が決定したため選択できなかった利用者はわずかだった。

## ②1998～2014年度

1998年度施行の児童福祉法改正により、「措置」という言葉が削除されるとともに、保護者が希望する保育所を申込書に記載することや、定員を超えない限り希望する保育所に入所できることが次のように明確化された。市町村は、保護者から申込みがあったときは、保育に欠ける児童を保育所において保育しなければならない(24条1項)。保育所における保育の実施を希望する保護者は、入所を希望する保育所などを記載した申込書を市町村に提出しなければならない(2項)。市町村は、1つの保育所への入所希望者全員が入所すると適切な保育の実施が困難となるなどのやむを得ない事由がある場合には、その保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる(3項)。また、厚生省の1997年の通知では、入所者の選考は基本的には保育所に対する申込者が定員を超える場合に行い、入所を希望する保育所への受入れが可能である場合にはその保育所に入所させることとされた(厚生省1997c:64)。

これらの改正により、申請書に入所希望を書かせても行政側が一方的に入所先を決めていたところではそれができなくなり、私立優先入所もできなくなるとされた（藤原他1997：36, 42）。最高裁判所の2009年の判決でも、この法改正は、保育所の受入れ能力がある限り希望どおりの入所を図らなければならないこととし、保護者の選択を制度上保障したものであるとされた（最高裁2009）。

しかし、先述の保育所利用者への1999年の調査によると、1998年度からの利用者（5,853）のうち、思いどおりの保育所を選択できたという回答は75%、ある程度選択できたが必ずしも思いどおりではなかったは8%、自治体の決定によったので選択できなかったは5%（他に、何ともいえないが8%、未回答が4%）であり、1997年度以前からの利用者の回答とほぼ同じだった（日本保育協会1999：表139）。

以上のように、1998年度施行の法改正により、制度上、利用者の選択が保障されたが、実態としては、以前から大部分の利用者が選択できており、変化はなかった。

### ③2015年度以降

2015年度には、児童福祉法の改正が施行され、保護者が入所を希望する保育所などを記載した申込書を市町村に提出するという規定（24条2項）や、やむを得ない事由がある場合には入所する児童を市町村が選考するという規定（3項）は削除された。

他方で、子ども・子育て支援法が施行され、特定教育・保育施設（給付費の支給に係る施設として市町村長が確認する教育・保育施設（27条1項））の設置者は、保護者から利用の申込みのあった子どもと現に利用している子どもの総数が利用定員の総数を超える場合には、申込みのあった子どもを公正な方法で選考しなければならないことが規定された（33条1、2項）。ただし、私立保育所については、当分の間、この規定は適用されず（附則6条2項）、市町村が保育を行うことを委託する制度が続いた（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則2条2項）。

その上で、市町村は、当分の間、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等の利用について調整を行うものとされた（児童福祉法24条3項、附則73条1項）。そして、利用調整に当たっては、保護者の希望を聴取した上で、施設・事業所ごとに、保育の必要度と利用希望順位を踏まえ、利用をあっせんすることとされた（内閣府・厚生労働省2015）。なお、厚生省の1997年の通知は残され、保育の実施を希望する保護者は入所を希望する保育所名を申込書に記入して市町村長に提出すること、また、入所者の選考は申込者が定員を超える場合に行い、受入れが可能な場合には希望する保育所に入所させることとされた（厚生省2007）。

このように、2015年度には、保護者の選択を保障する規定が児童福祉法から削除されたが、おおむね以前と同様の制度が続いている。

以上のように、1997年度以前から、実態としては、大部分の利用者が保育所を選択できており、1998年度以降、制度上、利用者の選択が保障され、2015年度以降もおおむね同様の制度が続いている。

### (3) 費用負担

費用負担については、前節と同じ3つの時期に分けて制度を概観した上で、実態に関する調査結果を整理する。

#### ①制度

1997年度には、保育所の運営費は市町村が支弁し、利用者から費用を徴収できることが児童福祉法で次のように定められていた。市町村が児童を保育所に入所させて保育する措置を採った場合、入所に要する費用と入所後の保護につき最低基準を維持するために要する費用は、市町村の支弁とする(51条)。これらの費用を支弁した市町村の長は、本人または扶養義務者から、負担能力に応じ、その費用の全部または一部を徴収することができる(56条)。

1998年度施行の児童福祉法改正により、「措置」という言葉は削除されたが、改正後も、保育の実施に要する費用は市町村の支弁とし、保育費用を支弁した市町村の長は、本人または扶養義務者から、家計に与える影響を考慮して定める額を徴収することができる旨が規定された(51、56条)。

2015年度には、子ども・子育て支援法が施行され、市町村が利用者に対して費用を支給する制度が次のように定められた。保育認定を受けた子どもが特定教育・保育施設から保育を受けたときは、市町村は保護者に対し、それに要した費用について、施設型給付費を支給する(27条1項)。その額は、保育に通常要する費用の額を勘案して算定した額(以下、費用基準額)から、保護者の世帯の所得状況などを勘案して市町村が定める額(以下、利用者負担額)を控除した額である(3項)。ただし、当分の間、私立保育所にはこの規定は適用されず、2014年度までと同様に、市町村が保育に要した費用を保育所に委託費として支払い、家計に与える影響を考慮して定める額を保護者から徴収する制度が続いた(附則6条1、4項)。なお、2019年10月から、満3歳以上の子どもと、満3歳未満で保育認定を受けた市町村民税非課税世帯などの子どもについては、利用者負担額は零とされた(子ども・子育て支援法施行令4条)。

以上のように、市町村が保育の費用を保育所に支払い、利用者から負担能力に応じて費用を徴収する制度や、市町村が保育の費用のうち利用者負担額を除いたものを利用者を支払う制度がとられてきた。

#### ②実態

費用負担の実態については、保育所運営費に占める利用者からの費用徴収の割合と、利用者1人当たりの費用徴収額に関する調査結果を整理する。

第1に、利用者からの費用徴収の割合については、1979年度に83市町村の平均で21%(行政管理庁編1982:16)、1989年度に埼玉県10市の合計で22%(村山1993:200)、1992年度に3県の平均で18%(厚生省編1994:102-3)という調査結果がある。

第2に、利用者1人当たりの費用徴収額については、まず、市町村への1991年の調査によると、

表1 利用者1人当たりの費用徴収額(利用者調査、児童1人の世帯)

	平均 (円)	分布(%)									N
		～1万	1～2万	2～3万	3～4万	4～5万	5～6万	6～7万	7万～	不詳	
2003	—	22.8	21.6	29.7	13.3	5.0	2.9	0.6	0.1	4.0	15,689
2006	22,246	20.1	18.5	33.0	14.7	5.5	3.0	0.7	0.1	4.3	15,907
2009	25,556	10.1	20.6	39.5	17.4	7.8	3.8	0.6	0.1	—	14,223
2012	22,381	20.9	19.1	33.5	15.3	7.3	3.1	0.6	0.2	—	15,730
2015	22,970	20.7	18.8	31.5	17.6	6.9	3.1	1.0	0.4	—	16,822

・出典：厚生労働省児童概況2003, 2006, 2009, 2012, 2015。

・注：例えば「1～2万」は1万円以上2万円未満。「—」は数値なし。「N」は児童2人以上の世帯も含めた回収数。

平均1.6万円であり、1万円までが8%、1～2万円が83%、2万円以上が8%だった(同上:120)。次に、利用者への3年毎の調査では(表1)、2006～15年に平均2.2～2.6万円であり、2003～15年には、1万円未満が1～2割、1～2万円未満が2割、2～3万円未満が3～4割、3～4万円未満が1～2割などだった。

このように、利用者からの費用徴収の割合は1979、89、92年度は2割であり、また、平均額は1991年と比較して2003年以降は最大1万円の増加であることから、保育の費用の大部分は政府が負担してきたと考えられる。

#### (4) 交換関係

準市場の定義における交換とは、経済主体間での財・サービスと対価の移動であり、交換関係が成り立っているというためには、財・サービスの移動と対価の移動との間に関連性がなければならない(児山2004:134)。本節では、保育所に支払われる費用の計算方法に関する制度を、前節と同じ3つの時期に分けて見ていく。

1997年度には、国の通知において、市町村は保育所に対し「保育単価×措置児童数」の算式によって算定した額を支弁しなければならないとされていた。保育単価は、措置児童1人当たりの措置費(人件費、給食材料費、管理費など)の月額単価であり、年齢区分などに応じて保育単価表に掲げられた(厚生省1997a)。

1998年度にも、国の通知において、市町村は保育所に対し「保育単価×入所児童数」によって算定した額を支弁しなければならないとされ、保育単価(入所児童1人当たりの運営費の月額単価)も以前と同様に掲げられた(厚生省1998)。ただし、2004年度からは、三位一体の改革により、公立保育所の運営費は国庫負担の対象外とされ(児童福祉法51、53条)、上記の通知は公立保育所には適用されなくなった(厚生省2004、厚生労働省2004)。

2015年度からは、私立保育所を除き、利用者が施設に保育の費用を支払い、市町村が利用者に対して費用基準額から利用者負担額を控除した額を支給する制度に移行した。この費用基準額は、年齢区分などに応じて1人当たりの額が定められた(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地

域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（以下、特定教育・保育費用算定基準）2条、別表第2）。なお、市町村は、保護者が施設に支払うべき費用について、保護者に支給すべき額の限度において、保護者に代わり施設に支払うこともできる（子ども・子育て支援法27条5項）。また、私立保育所については、市町村が保育に要した費用を保育所に委託費として支払う制度が続いたが、その額も費用基準額に相当する額である（附則6条1項）。

以上のように、保育所に支払われる費用は、2004～14年度の公立保育所を除き、利用者1人当たりの額が年齢などに応じて定められてきた。

第2、3節の内容と合わせると、保育所については、1997年度以前から、サービスの費用の大部分を利用者ではなく政府が負担し、当事者間に交換関係があり、利用者が供給者を選択する、準市場がおおむね存在してきたといえる。

## 注

- (1) いいとこ取り (cream-skimming) とは、費用のかかる利用者への差別である。応答性 (responsiveness) とは、利用者のニーズや欲求に応答することである。公平性とは、社会経済的地位などのニーズと無関係な違いに関わらずサービスを利用できることである（児山2017a：154）。
- (2) 2015年4月の利用者数は、保育所と保育所型認定こども園が226万人（保育所型認定こども園は3万人（内閣府2016））、幼保連携型認定こども園が19万人、幼稚園型認定こども園が2万人、地域型保育事業が3万人だった（厚生労働省保育状況2019：2）。
- (3) 「措置」という言葉は1987年4月施行の法改正により児童福祉法24条で用いられるようになった。それ以前は、市町村は保育に欠ける児童を「保育所に入所させて保育しなければならない」と規定されていた。ただし、裁判所の判決などでは措置という言葉が以前から用いられていた。
- (4) なお、私立優先入所の根拠として、定員充足率が公立よりも私立の方が高いことが挙げられることもあるが（林1996：158-9）、定員充足率の違いについては、私立の方が乳児保育などの特別保育の実施率が高いため入所希望が多いことや、私立は定員充足率が高い地域でしか運営できないことも原因として挙げられた（駒村1996：221、横山1999：413-4）。

## 参考文献

本文中では、作成者、発行年、参照箇所（頁等）を示した。

厚生省の通知が2001年以降に改正された場合でも、発出者が厚生省のままであれば、作成者は厚生省とし、改正年を示した。

厚生労働省児童概況は発行年ではなく調査時点の年（度）を示した。

『保育所運営ハンドブック』（中央法規出版）所収の文献を参照した場合、下記のリストでは、ハンドブックと略記し、発行年、頁を示した。

これらは次号以降も同様である。

浅井春夫、村山祐一、吉田恒雄編（1997）『日本の保育をどう変えるか：児童福祉法「改正」への緊急提言』（かがわ出版）。

岡崎祐司（2009）「保育の準市場：その問題点と保育政策の展望」『社会福祉学部論集』（佛教大学）5、17-34。



- 柏女霊峰編(1998)『改正児童福祉法のすべて：児童福祉法改正資料集』(ミネルヴァ書房)。
- 行政管理庁編(1982)行政管理庁行政監察局編『保育所の現状と問題点：保育所に関する調査結果報告書』(大蔵省印刷局)。
- 厚生省(1997a)厚生事務次官「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」(厚生省発見第59号の2、1976年4月16日、1997年5月28日改正)、ハンドブック1997：239-257。
- (1997b)厚生省児童家庭局「改正内容に関する主要問答」(全国児童福祉主管課長会議資料、1997年6月23日)、柏女編1998：140-153。
- (1997c)厚生省児童家庭局長「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」(児発第596号、1997年9月25日)、柏女編1998：63-74。
- (1998)厚生事務次官「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(厚生省発見第59号の2、1976年4月16日、1998年5月1日改正)、ハンドブック1998：407-426。
- (2004)厚生事務次官「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(厚生省発見第59号の2、1976年4月16日、2004年6月10日改正)、ハンドブック2004：580-599。
- (2007)厚生省児童家庭局長「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」(児発第596号、1997年9月25日、2007年6月12日改正)、ハンドブック2015：396-408。
- 厚生省編(1994)厚生省児童家庭局編『利用しやすい保育所を目指して(増補版)』(大蔵省印刷局)。
- (1997)『厚生白書(平成9年版)』(ぎょうせい)。
- 厚生労働省(2004)厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等の改正点及びその運用について」(雇児保発第0610001号、2004年6月10日)、ハンドブック2004：606-609。
- (2008a)「保育サービスの質について(2)認可外保育施設の質の向上」(社会保障審議会少子化対策特別部会、第14回、2008年10月14日、資料2)。
- (2008b)「社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)：次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて：参考資料集」(社会保障審議会少子化対策特別部会、第21回、2008年12月16日、参考資料1)。
- (2019)「保育所等関連状況取りまとめ(平成31年4月1日)及び『子育て安心プラン』集計結果を公表」(2019年9月6日)。
- 厚生労働省児童概況(2003, 2006, 2009, 2012, 2015)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査結果の概況」。
- 厚生労働省保育状況(2019)『『保育所等関連状況取りまとめ(平成31年4月1日)』を公表します」(2019年9月6日)。
- 駒村康平(1996)「保育需要の経済分析」『季刊社会保障研究』32(2)、210-223。
- (2008)「準市場メカニズムと新しい保育サービス制度の構築」『季刊社会保障研究』44(1)、4-18。
- 児山正史(2004)「準市場の概念」、日本行政学会編『年報行政研究』39、129-146。
- (2016)「準市場の優劣論と社会福祉基礎構造改革論」『人文社会科学論叢(社会科学篇)』(弘前大学人文学部)35、25-41。
- (2017a)「準市場の優劣論と介護保険制度導入時の議論」『人文社会科学論叢』2、143-156。
- (2017b)「準市場の優劣論と介護保険制度導入後の結果(1)」『人文社会科学論叢』3、65-90。
- (2018a)「準市場の優劣論と介護保険制度導入後の結果(2)」『人文社会科学論叢』4、175-199。
- (2018b)「準市場の優劣論と介護保険制度導入後の結果(3)」『人文社会科学論叢』5、229-254。
- (2019a)「準市場の優劣論と介護保険制度導入後の結果(4・完)」『人文社会科学論叢』6、235-249。
- (2019b)「準市場の優劣論と障害者福祉の選択制(1)」『人文社会科学論叢』6、251-257。
- (2019c)「準市場の優劣論と障害者福祉の選択制(2)」『人文社会科学論叢』7、179-204。
- (2020a)「準市場の優劣論と障害者福祉の選択制(3)」『人文社会科学論叢』8、1-24。

- (2020b)「準市場の優劣論と障害者福祉の選択制(4・完)」『人文社会科学論叢』9、61-74。
- 最高裁(2009)最高裁判所「横浜市立保育園廃止処分取消請求事件」(2009年11月26日)。
- 佐橋克彦(2006)『福祉サービスの準市場化：保育・介護・支援費制度の比較から』(ミネルヴァ書房)。
- 全国保育団体連絡会(1996)「見解 中央児童福祉審議会基本問題部会中間報告書について」、浅井他編1997：120-123。
- 全国保育団体連絡会、保育研究所編(1997)『保育白書 1997年版』(草土文化)。
- 田村和之(1997)「『改正』児童福祉法の概要と問題点」、全国保育団体連絡会・保育研究所編1997：17-29。
- 内閣府(2016)「認定子ども園に関する状況について(平成27年4月1日現在)」(子ども・子育て会議、第27回、2016年1月26日、資料7)。
- (2019)「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について」(幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会、2019年5月30日、資料2-1)。
- (2020)「認定子ども園概要」(内閣府ウェブサイト、2020年4月21日閲覧)。
- 内閣府・厚生労働省(2015)内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」(府政共生第98号・雇児発0203第3号、2015年2月3日)、ハンドブック2015：391-395。
- 日本保育協会(1999)『保育所制度と保育サービスに関する調査研究報告書』。
- 林宜嗣(1996)「保育サービス事業の現状と課題」『季刊社会保障研究』32(2)、158-166。
- 福岡地裁(1980)福岡地裁小倉支部「損害賠償請求事件」(1980年7月8日)。
- 藤原真由美、平林敬子、村山祐一(1997)「座談会・児童福祉法『改正』で保育所はどうか」、全国保育団体連絡会・保育研究所編1997：30-53。
- 保育研究所(1996)保育研究所・児童福祉法「改正」問題研究会「緊急提言 保育所の制度拡充を求めて」、浅井他編1997：124-146。
- 村山祐一(1993)『保育園はどう変わるべきか：公的保障の拡充改革への展望』(ひとなる書房)。
- 村山祐一、二宮厚美(1997)『児童福祉法「改正」と私たちの保育』(自治体研究社)。
- 横山由紀子(1999)「保育における規制緩和と民営化」『季刊社会保障研究』34(2)、413-420。